

## <人権方針>

本方針は、ヤマモリグループの企業理念や行動指針に基づき、人権尊重の取組みについてお約束するものです。また本方針は「行動指針」や「サプライヤー調達基本方針」の上位文書として位置づけられています。ヤマモリグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」を支持し、人権尊重の責任を果たします。

### 1. 適用範囲とビジネスパートナーへの期待

本方針は、ヤマモリグループのすべての役員および従業員（正社員、パート社員、契約社員、派遣社員）に対し適用されます。また、ヤマモリグループ内だけでなく、ビジネスパートナー、サプライヤーおよびその他の関係者に対し、本方針の遵守を期待します。

### 2. 人権尊重責任と法令遵守

ヤマモリグループは、事業活動を行う各国で適用される法令を遵守します。ただし法令と人権に関する国際規範に乖離がある国・地域においては、可能な限り国際規範を尊重した取組みを目指します。

### 3. 人権デューディリジェンス

ヤマモリグループは、人権デューディリジェンスの仕組みを構築します。人権デューディリジェンスの実施を通じて、当グループの事業活動による人権への負の影響を特定し、その防止および軽減策を講じます。

### 4. 事業活動を通じた人権尊重の取組み

- ・ヤマモリグループは、個人の個性やプライバシーを尊重し、国籍、人種、年齢、性別、宗教、思想、障がいの有無、性的指向及び性自認などを理由とした差別や、いかなるハラスメントも容認しません。
- ・全てのお客様に対し、安全で安心な商品を提供するとともに、必要な情報を提供します。
- ・全てのお取引先に対し、公正な取引を通じて事業活動における企業倫理や労働環境に関する法令や国際基準を遵守します。

### 5. 是正と救済

ヤマモリグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、或いは負の影響を助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を講じ、その是正・救済に取組みます。

### 6. 対話と教育

ヤマモリグループでは、人権に対する負の影響に関する対応において、関連するステークホルダーとの対話の機会を確保し、誠意を持って協議していきます。人権に対する正しい知識と理解を深めるため、すべての役員、従業員に対し、適切な教育を実施します。

2024年4月1日

ヤマモリ株式会社

代表取締役 社長執行役員

三林 圭介